

稲美町立健康づくり施設 「いなみアクアプラザ」

指定管理者募集要項

令和 8 年 9 月

稲美町地域整備部都市計画課

目 次

1 募集要項	
1 指定管理者公募の目的	2
2 施設の概要	2
3 運営に関する事項	2
4 指定管理者が行う事業・業務の範囲	3
5 再委託の禁止	3
6 協定書の締結	3
7 指定期間	3
8 利用料金に関する事項	4
9 申請者の資格	4
10 応募の方法	5
11 質問の受付	6
12 質問に対する回答	6
13 現地説明会	6
14 無効又は失格	6
15 審査の基準	7
16 選定	7
17 選定結果の公表	7
18 その他	7
別表第1 リスク分担表	9
別表第2 健康づくり施設利用料金	10
別表第3 審査基準	11
2 申請書類	
指定管理指定申請書（様式第1号）	13
事業計画書（様式第2号）	14～16
収支計画書（様式第3-1号、3-2号）	17～18
法人等概要書・出資者名簿（様式第4-1号、4-2号）	19～20
委任状・連合体協定書（様式第4-3号、4-4号）	21～25
大規模改修工事期間中の休業に関する提案書（様式第5号）	26
質問書（様式第6号）	27
現地説明会の参加者名簿（様式第7号）	28
3 仕様書	
第1 基本方針等	30
第2 指定管理者が行う業務の範囲	32
第3 その他留意事項	37
4 参考資料	
(1) 令和7年度の事業実績（パンフレット、教室カレンダー等）	
(2) 利用の状況（令和3年度～令和7年度）	
(3) 収支の状況（令和3年度～令和7年度）	
(4) 稲美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	

- (5) 稲美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- (6) 稲美町立健康づくり施設の設置及び管理に関する条例
- (7) 稲美町立健康づくり施設の設置及び管理に関する条例施行規則

1 募集要項

1 指定管理者公募の目的

稲美町立健康づくり施設「いなみアクアプラザ」（以下「健康づくり施設」という。）の管理運営にあたり、稲美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続き条例」という。）に基づき、指定管理者を選定するために必要な事項を定める。

稲美町立健康づくり施設の設置及び管理に関する条例（以下「設置及び管理に関する条例」という。）第1条を目的として住民サービスの向上と業務の効率化を目指すため、指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 名 称 稲美町立健康づくり施設「いなみアクアプラザ」

(2) 所 在 地 加古郡稲美町国安1287-3

(3) 建物概要

構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨・平屋建

延床面積 2, 296. 88㎡

(4) 設置年月 平成18年10月

(5) 主要施設

プール25m×7コース、水深1. 2m

アクアケアプール15m×3コース、水深1. 05m

幼児用プール、水深0. 5m

屋内外ジャグジー ・ ジャブジャブ広場

付帯施設（更衣室・シャワー室・採暖室・見学席）

トレーニングルーム220. 5㎡ トレーニング機器37台（うち、エアロバイク、ランニングマシン24台は、現在の指定管理者の所有）

スタジオ166. 13㎡ 器具庫

受付事務室・ギャラリー・たたみコーナー・自動販売機コーナー

電気・機械設備室・太陽光発電システム・天然ガスコージェネレーション

(6) その他施設概要

敷地面積 9, 575. 12㎡

駐車場 78台 + 身体障がい者用 5台

(7) 施設利用者数 別添参考資料参照

(8) 管理運営経費 別添参考資料参照

3 運営に関する事項

(1) 関係する法令、条例及び規則等を遵守すること。

条例等関係法令を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うものとします。

(2) 開館時間 ① 月曜日から土曜日まで 午前9時から午後10時まで

② 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
午前9時から午後6時まで

(3) 休館日 ① 毎週火曜日

② 12月29日から翌年の1月3日まで

③ ただし、指定管理者が必要であると認めるときは、町長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(4) 現在の指定管理者が設定している開館時間、休館日を変更する場合は、利用者の混乱及びサービスの低下を招かないように十分に配慮のうえ、周知を行ってください。

(5) 個人情報の保護

管理を行うに当たっては、個人情報保護法（平成15年法律第57号）の規定に準拠し、管理業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等を防止するために必要な措置を講ずるものとします。

(6) 情報の公開

指定管理者は、情報の公開に関して稲美町情報公開条例（平成12年条例31号）の規定に準じた措置を講ずるものとします。また、提案書、協定書、報告書等の町への提出書類は情報公開制度に基づき開示することがあります。

(7) 守秘義務

指定管理者は、管理運営を行うに当たって、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、また、自己の利益のために使用することはできません。指定期間終了後も同様とします。

(8) 行政手続

利用の許認可等の処分を行うに当たっては、指定管理者はその範囲において稲美町行政手続条例（平成9年条例第2号）の規定に準じて適正に処理するものとします。

(9) リスク分担

リスク分担は町と指定管理者で締結する協定書に定めるものとしますが、別表第1（リスク分担表）にその考え方を示します。

4 指定管理者が行う事業・業務の範囲

指定管理者は、設置及び管理に関する条例第5条第2項に規定する業務を行うこととし、その概要は次のとおりとする。

- (1) 健康づくり施設利用に関する業務
- (2) 健康づくり施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他健康づくり施設の管理上、町長が必要と認める業務

5 再委託の禁止

管理運営業務のうち清掃、警備等での事実上の業務を第三者へ再委託することは差し支えありませんが、管理に係る業務を一括して再委託することはできません。

なお、事実上の業務を再委託するにあたっては、申請者の資格等の要件を満たしている者に対して再委託すること。

6 協定書の締結

町は、指定管理者の候補者に選定された団体について、稲美町議会の議決を経た後、当該候補者を指定管理者に指定し、町と指定管理者協定書を締結することとします。

なお、指定管理者協定書締結時に、1,000万円を契約保証金として一括して町に預託するものとします。

7 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

ただし、指定管理者が町の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続す

ることが適当でないと認めるときは、町は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずる場合があります。

なお、令和9年10月から令和10年3月までの6ヶ月程度の期間、施設の大規模改修工事を行うため、休館となります。（期間については、場合により延伸することがあります。また、休業の補助等は別表第1リスク分担表により協議を行います。）

また、健康づくり施設では、厚生労働省が実施しています健康増進施設認定制度による運動型健康増進施設の大臣認定を受けています。指定期間中に更新作業が必要となるため、指定管理者の負担により、認定の更新を執り行うものとします。

8 利用料金に関する事項

- (1) 利用料金は、別表第2（第7条関係）に定める範囲内で、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める額とする。（設置及び管理に関する条例第7条第3項）
- (2) 指定管理者は、別表第2に定める以外に、利用料金を定める必要があるときは、別表第2に定める額に準じ、あらかじめ町長の承認を得てその額を定める。
- (3) 指定管理者は、町長の承認を受けた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。（設置及び管理に関する条例第7条第4項）

※現在の稲美町ホームページには改正前の利用料金が掲載されています。

9 申請者の資格

当該施設の設置目的、実施事業を踏まえ、申請者の資格は次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人その他団体であること。
- (2) 公営民営（自社所有を含む）を問わず公募の公示の日（令和8年9月1日）現在、兵庫県内で同種施設（温水プールを含む健康づくり施設）の運営実績又は運営受託実績を有しており、本施設の運営管理能力を備える者であること。
- (3) 申請団体又はその代表者、連合体の場合は構成する団体の全てが次のことに該当しないこと。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触することとなる者
 - ④ 法人にあつては当該法人の、法人以外の場合は代表者の市町村税及び国税を滞納している者
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく更生又は再生手続きしている者
 - ⑥ 懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ⑦ 日本国憲法施行日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ⑧ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体
 - ⑨ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体

- ⑩ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその統制下にある団体若しくは構成員
- （4）連合体として申請する場合は、次の号を全て満たすものとします。
- ① すべての構成団体が上記（1）～（3）を満たすこと。
 - ② 代表となる団体を定めるとともに、すべての構成団体が連帯して責任を負うこと。
 - ③ 同一施設の申請について、同時に複数の連合体の構成団体となっていないこと。
 - ④ 同一施設の申請について、単独で申請した団体が、連合体の構成団体となっていないこと。
 - ⑤ 代表となる団体及び連合体を構成する団体の変更は原則として認められない。ただし、連合体を構成する団体等については、業務遂行上支障がないと町が判断した場合に限り、変更を認めることがある。
 - ⑥ 構成団体の業務分担を明確化させるため、申請時に「連合体協定書（様式4-4）」を町に提出すること。

10 応募の方法

（1）募集要項及び申請様式の配布期間等

- ① 配布期間 令和8年9月1日（火）から同年9月30日（水）まで
午前9時から午後5時まで（土・日・祝を除く。）
- ② 配布場所等 稲美町都市計画課窓口又は町ホームページに掲載

（2）申請受付期間

令和8年9月17日（木）から同年9月30日（水）まで
午前9時から午後5時まで（土・日・祝を除く。）

（3）応募方法 持参又は郵送（申請受付期間内必着）

（4）提出場所 稲美町地域整備部都市計画課区画・公園係

（5）提出部数 正本1部＋副本10部

提出資料のデータ（様式1号～4号及び参考資料）をCD（DVD）-ROMにより提出する。

（データ形式はMicrosoft社のWord又はExcel形式とし、参考資料のみPDFでも可とする。）

（6）提出書類

申請書は、稲美町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第3条の規定に基づいて提出してください。なお、申請書等の提出後に応募を辞退する場合は、書面（様式は任意とする）により、町に申し出ること

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支計画書（様式第3-1号、3-2号）

エ 法人等概要書（様式第4-1号）

オ 出資者名簿（様式4-2号）

カ 委任状（様式第4-3号） ※連合体による申請の場合のみ

キ 連合体協定書（様式第4-4号） ※連合体による申請の場合のみ

ク 大規模改修工事期間中の休業に関する提案書（様式第5号）

ケ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書又はこれに類する書類及び、発行日から3カ月以内の印鑑証明書

コ 申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

- サ 申請団体の事業内容を掲載した最新のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- シ 申請団体の直近3事業年（設立して3事業年未満の法人等については、経過年数分）の収支（損益）計算書及び貸借対照表（財産目録）又はこれらに相当する書類
- ス 前年度の法人税、消費税及び地方税の納税証明書（納税義務の無い法人は不要）
- セ 直近3事業年の法人税の申告書の写し及び勘定科目内訳書
- ソ 質問書（様式第6号）
- タ 現地説明会の参加者名簿（様式第7号）

（7）提出書類の取り扱い

- ① 提出された書類は指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。
- ② 提出された書類は必要に応じて複写します（使用の目的は庁内及び選定委員会での検討に限ります）。
- ③ 提出された申請関係書類及び指定期間中の管理運営にかかる各種報告書類等は、必要に応じて公表することがあります。ただし、公表に当たっては、個人情報や申請団体の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、稲美町情報公開条例の規定に照らし内容の判断をします。

11 質問の受付

本募集要項及び別添資料に関する質問は、質問書（様式第6号）に記入の上、令和8年9月14日（月）午後5時（必着）までに電子メールでファイル添付により提出してください。

提出先： 都市計画課区画・公園係

提出先電子メールアドレス： tosikeikaku@town.hyogo-inami.lg.jp

12 質問に対する回答

質問書に対する回答は、令和8年9月17日（木）までに町ホームページにおいて公表します。なお、回答内容は募集要項の追加又は修正とみなします。

13 現地説明会

日時： 令和8年9月11日（金）午後2時より

参加人数： 1社3名まで（様式第7号）

参加申込み： 参加者名簿を9月7日（月）午後5時までに電子メールでファイル添付により提出してください。（参加者名簿に記載がない人は参加できません）

その他： 当日の写真撮影、ビデオ撮影は許可した場合のみ可能とします。

14 無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

- （1）提出書類等が提出期限を経過してから提出されたもの
- （2）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- （3）申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- （4）虚偽の内容が記載されているもの
- （5）その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

15 審査の基準

指定管理者選定のための審査基準は、手続き条例第4条の各号に掲げるほか、別表第3審査基準に基づき行います。

なお、1者のみが申請した場合においても、上記の基準に基づき審査を行います。審査の結果、最低制限基準に満たない場合は、再度公募を行うことがあります。

16 選定

指定管理者とすべき候補者の選定するための調査及び審査は、稲美町公の施設指定管理者候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行います。

審査方法は書類審査により選考を行います。選定委員会は、必要に応じて、申請者にプレゼンテーションを求めることがあります。プレゼンテーションを求める場合は、その内容等について個別に通知を行います。

17 選定結果の公表

選定結果は、令和8年11月上旬に応募者に文書で通知し、併せて審査結果を町ホームページで公表する予定です。

なお、電話等による問い合わせには応じません。

18 その他

- (1) 令和9年度の事業計画策定にあたっては、現行会員等利用者に不利益を生じないよう配慮すること。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 提出された書類の著作権は応募者に帰属するものとしますが、事業の公表、申請内容を町は自由に使用することができるものとします。
- (4) 本募集への申請に係る費用は全て応募者の負担とします。
- (5) 令和9年度に施設全体の大規模改修工事のため、令和9年10月～令和10年3月の間で約6ヶ月間休館となります。（期間については、場合により延伸することがあります。）指定管理者の応募にあたっては、そのことを十分踏まえたうえで、企画提案願います。（休館中の利用者対応については、工事が長期間となる予定の改修であることを踏まえたうえで、様式第5号により休業期間中の対応等をご提案下さい。）
- (6) 今後、当町教育委員会が学校の水泳授業の委託を検討していくうえで、当該施設において近隣市町で行っている水泳授業の受託を想定し、可能な範囲で、企画提案をすること。また、当該施設で当町教育委員会より学校の水泳授業の委託について申し出があった場合、協議に応じること。※記載箇所は、様式第2号2（4）地元還元施設としての配慮に記載すること。
- (7) 指定管理者が新たに持ち込む什器や備品は、新品に限ることとします。

(8) 申請書類等の提出先及び問合せ先等

〒675-1115

兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

稲美町地域整備部都市計画課区画・公園係

担当者 藤本、横田

TEL 079-492-7900

FAX 079-492-2345

E-mail tosikeikaku@town.hyogo-inami.lg.jp

別表第1 リスク分担表

項 目		指定管理者	町
申請に係る費用		○	
法令の変更	施設の管理運営に係る法令の新設・変更によるもの	町と指定管理者で協議	
	上記以外の法令の新設・変更によるもの	○	
税制変更	法人税の変更に関するもの	○	
	消費税の変更に関するもの	町と指定管理者で協議	
	上記以外の税制の変更、新税の成立に関するもの	町と指定管理者で協議	
物価変動	物価変動に伴う人件費・物品等の経費増	○	
	急激な物価変動等に伴う人件費・物品等の経費増	町と指定管理者で協議	
施設（設備・備品を含む）保守点検		○	
施設の維持管理（植栽管理、清掃等含む）		○	
安全衛生管理		○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合	○	
	町の帰責事由による事故等の発生に関するもの		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	町と指定管理者で協議	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、争乱、暴動その他町又は指定管理者のいずれの責めにも帰す事のできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能		○
施設、設備の損傷	経年劣化によるもの（小規模なもの） ・1件当たり50万円未満のもの	○	
	経年劣化によるもの（上記以外）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの） ・1件当たり50万円未満のもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）		○
	指定管理者の責めに帰すべき場合	○	
休業	指定管理者の帰責事由による休業に関するもの	○	
	改修工事による休業に関するもの	町と指定管理者で協議	
	上記以外の事由による休業に関するもの	町と指定管理者で協議	

※ その他定めのない事項については、町と指定管理者は誠意をもって協議し、決定することとする。

別表第2（第7条関係）

健康づくり施設利用料金

（稲美町立健康づくり施設の設置及び管理に関する条例より抜粋）

1回当たり利用料金

区分	利用料金
プール	900円
プール及びジム	1,100円

月額利用料金

区分	利用料金の額
プール会員	6,000円
フィットネス会員	7,300円
スクール会員	6,800円

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

※利用料金は消費税を含んでいます。

別表第3 審査基準

審査基準	審査項目
1 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	(1) 住民の平等な利用が図られる内容になっているか
	(2) 生活弱者等へ配慮されているか
	(3) 適正な料金体系と目的に沿ったサービスの工夫がなされているか
	(4) 大規模改修工事による休館及び料金改定による会員数減少への対策案と町民へのサービス向上について
2 公の施設の利用を最大限に発揮するものであること	(1) 施設の利用促進に向け、方策等を有しているか
	(2) 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容になっているか
	(3) 魅力ある自主事業の提案があるか また、参加しやすいような創意工夫があるか
	(4) 地元還元施設としての配慮はあるか
3 公の施設の適切な維持及び管理が図られるものであること	(1) 適正かつ計画的な施設の維持管理計画が立てられているか
	(2) 職員の指導体制、研修体制、資格取得は十分か
	(3) 施設管理における安全確保の手段、事故・災害時の体制が整備されているか
	(4) 個人情報の管理体制が整備されているか
4 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みであること	(1) 施設の機能を十分に発揮し、管理運営を行える人員配置及び責任体制、管理・監督体制であるか
	(2) 経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか
	(3) 収入・支出の積算が妥当であり、管理計画との整合性は図られているか
	(4) 同種又は類似の施設における良好な管理運営を行った実績を有しているか
	(5) 指定管理者として負担すべきリスクへの対応は十分か
	(6) 団体の運営における透明性や公平性は確保されているか、また、法令等の遵守状況はどうか